

第 21 号議案

神戸市特別会計設置条例及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市特別会計設置条例及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市特別会計設置条例及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(特別会計設置条例の一部改正)

第 1 条 神戸市特別会計設置条例（昭和 39 年 3 月条例第 121 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 第 209 条第 2 項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、同表の右欄に掲げる目的のため設置する。		地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 第 209 条第 2 項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、同表の右欄に掲げる目的のため設置する。	
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市港湾事業 会計	[略]	神戸市港湾事業 会計	[略]

		神戸市新都市 臨海土地造成事業及 整備事業会計	臨海土地造成事業 及び内陸土地造成事業
神戸市産業団 地整備事業会 計	内陸土地造成事業		
[略]	[略]	[略]	[略]

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例(昭和41年12月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事業の設置及び財務規定等の適用)	(事業の設置及び財務規定等の適用)
第2条 本市に次に掲げる事業を設置する。	第2条 本市に次に掲げる事業を設置する。
(1)、(2) [略]	(1)、(2) [略]
<u>(3) 産業団地整備事業</u>	<u>(3) 新都市整備事業</u>
2 [略]	2 [略]

第5条 港湾事業の規模は、次のとおりとする。

(1) 区域 本市の港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項の港湾区域及び同条第4項の臨港地区（同条第6項の施設に係る区域を含む。）並びに神戸空港島全域（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港の区域その他市長が指定する区域を除く。）

(2) 施設 本市の管理する港湾法第2条第5項の港湾施設（同条第6項の施設を含む。）及び神戸空港島全域の施設（空港法第2条に規定する空港の施設その他市長が指定する施設を除く。）

第6条 産業団地整備事業の規模は、北区及び西区の産業団地のうち市長が指定するものとする。

第5条 港湾事業の規模は、次のとおりとする。

(1) 区域 本市の港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項の港湾区域及び同条第4項の臨港地区（同条第6項の施設に係る区域を含む。）

(2) 施設 本市の管理する港湾法第2条第5項の港湾施設（同条第6項の施設を含む。）

第6条 新都市整備事業の規模は、次のとおりとする。

(1) 臨海土地造成事業

港湾法による港湾区域内

(2) 内陸土地造成事業

東灘区、灘区、兵庫区、北区、長田区、須磨区、垂水区及び西区の一部

2 事業量については、市長が別に定め告示する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。  
(特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際第 1 条の規定による改正前の神戸市特別会計設置条例に基づく神戸市新都市整備事業会計に係る特別会計に属する権利及び義務は、市長が別に定めるところにより、同条による改正後の神戸市特別会計設置条例に基づく神戸市空港整備事業費に係る特別会計、神戸市港湾事業会計若しくは神戸市産業団地整備事業会計又は一般会計にそれぞれ帰属するものとする。

## 理 由

神戸市新都市整備事業会計を廃止し、神戸市産業団地整備事業会計を設置するに当たり、条例を改正する必要があるため。